

## 基本目標 1

### あらゆる分野で男女がともに 輝く社会づくり



※「基本目標 1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「白山市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

#### 1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進

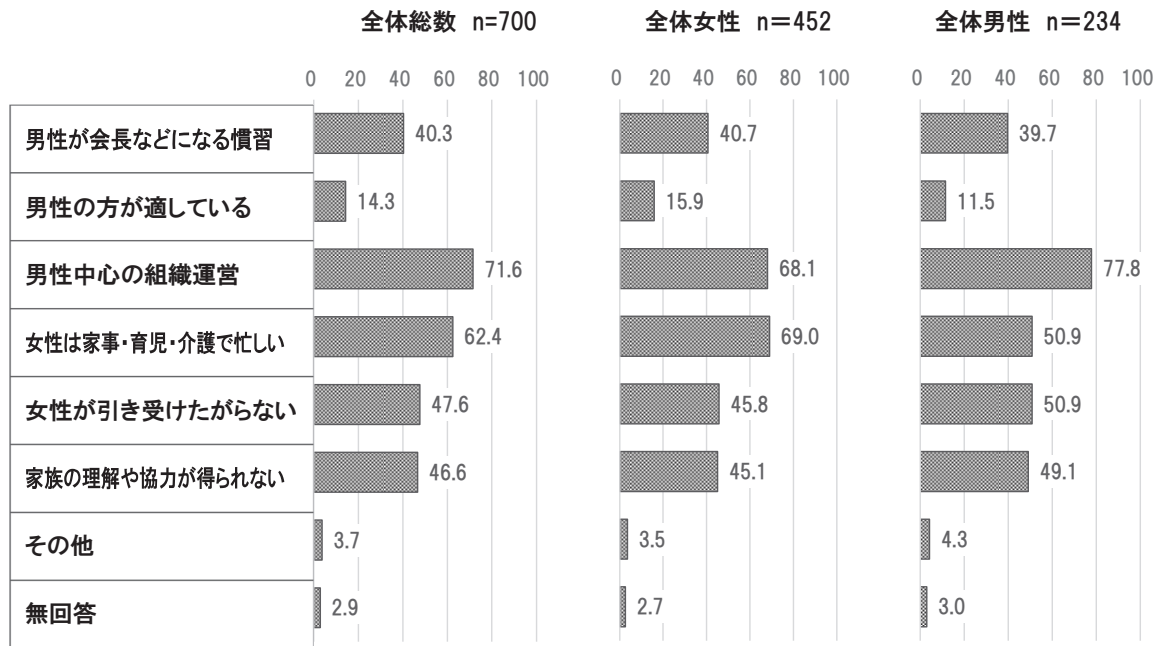
##### 【現状と課題】

近年、女性活躍に関する機運は高まりつつあり、平成 27 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に続き、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層の積極的な女性採用・登用の推進が期待されています。

市民意識調査によると、「女性が指導的立場につくことが少ない現状に対する理由」について、「男性の方が適している」と回答した人が少ない一方で、「男性中心の組織運営となっているから」「女性は家事・育児・介護で忙しいから」「女性が責任のある役を引き受けたがらないから」という回答が男女とも上位を占め、これらが女性参画推進を妨げる一因となっていることがうかがえます。

社会の多様性と活力を高め、男女共同参画社会を実現するためには、多様な人材の活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、あらゆる分野で女性の参画拡大を進めていくことが必要です。

## ◇指導的立場にいる女性が少ない理由



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

---

---

## 【施策の方向と具体的施策】

### ① 審議会等の女性参画推進

施策
審議会等に女性委員を積極的に登用するよう働きかけを行います。
女性委員の登用状況を調査し、登用方針を提示します。
女性人材リストを整理し、周知・活用を図ります。

### ② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大

施策
女性職員を管理職へ積極的に登用します。
白山市特定事業主行動計画を推進し、男女が働きやすい環境を整えます。

---

## 1-2 女性の社会進出支援

### 【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱いを禁止しています。

また、育児・介護休業法や女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大され、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設や、セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する事業主及び労働者の責務が明確化されたほか、企業には社会的責任（CSR）が求められるなど、社会全体で女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を推進する動きが高まっています。

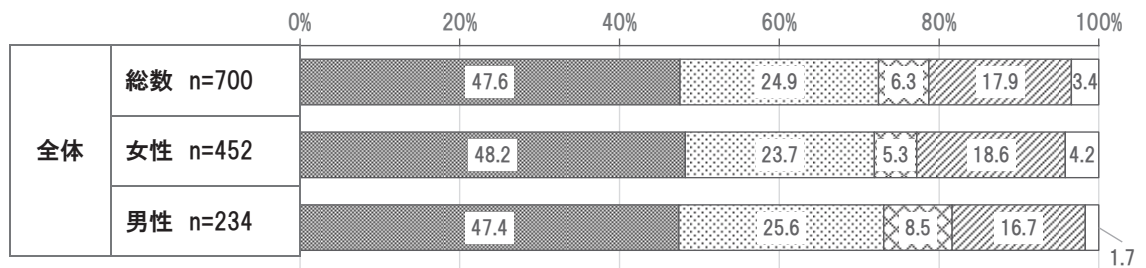
市民意識調査によると、職場において「男女の地位が平等である」と回答した人は、平成 28 年に比べ 8.7 ポイント増加し、24.9%（女性 23.7%、男性 25.6%）となったものの、依然低い水準にあると言えます。

また、結婚、出産、子育てや介護などの理由により離職した女性が、再就職や起業等を目指す際には、その能力を十分に発揮できるよう、情報提供や職業能力開発の向上に向けた支援が必要です。

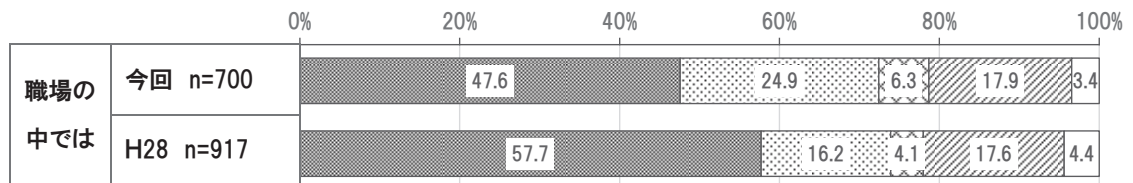
## ◇職場の中での平等意識について



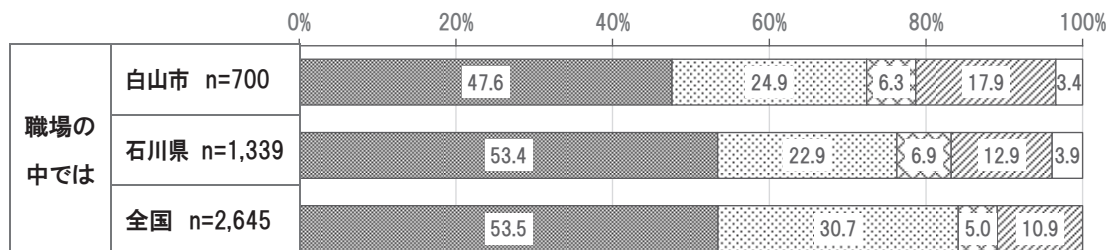
### (1) 年代別



### (2) H28 年度調査との比較



### (3) 全国・石川県との比較



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

## 【施策の方向と具体的施策】

### ①雇用機会均等の促進

施策
国等のパンフレットにより、男女雇用機会均等法の内容を周知啓発します。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する国・県の研修会参加と啓発を行います。

### ②職場における男女共同参画の促進

施策
一般事業主行動計画の普及と推進を図ります。
セクシュアルハラスメント等の防止のため、広報・啓発用パンフレット等による周知徹底を図ります。
庁内におけるセクシュアルハラスメント等の防止対策を実施します。
家族経営協定の締結を促進します。
商店街「おかみさん会」育成研修会等への参加を促進します。

### ③女性の能力発揮・キャリア形成の支援

施策
国・県主催研修会への参加促進等、職業能力開発を支援します。
家賃補助等、起業支援を行います。
女性管理職・役員への積極的な登用を啓発します。

---

### 1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

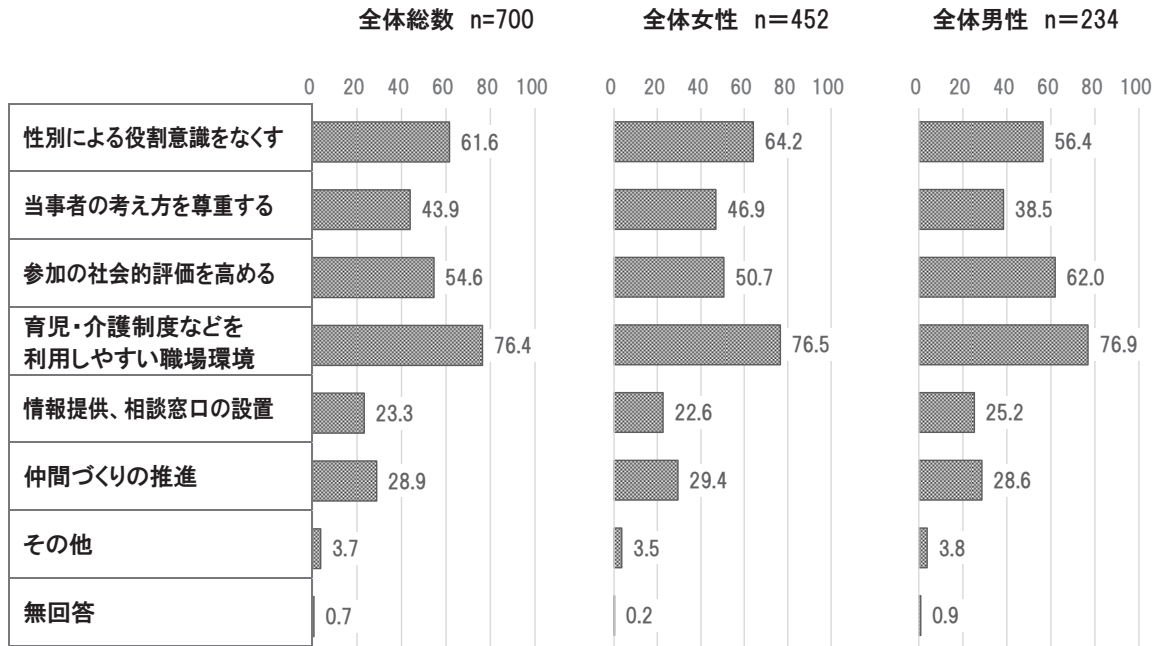
#### 【現状と課題】

少子高齢化や家族形態が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、家事をはじめとした子育て・介護などを性別にかかわらず担っていく必要があります。

市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていると回答した人は全体で53.1%であり、言葉としては広く浸透していると考えられるものの、家事・子育て・介護などの多くは女性が担っており、大きな負担となっています。一方、男性の育児休業が職場において申請しにくい、あるいは受け入れられにくいといった問題もしばしば指摘されています。

一人ひとりが多様な生き方を選択し、いきいきと暮らせるためには、誰もが家庭・地域・職場などのあらゆる場で、性別にかかわらず活躍できるような働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や様々な子育て支援を実施し、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備に取り組む必要があります。

## ◇家事・子育て等への参加のために必要なこと



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査



## 【施策の方向と具体的施策】

### ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策
ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、働き方改革に向けた職場づくりを推進します。
事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を行います。
雇用環境整備を積極的に取り組む企業に対し、「仕事と生活が調和する優良事業所」の表彰を行います。

### ②男性の家庭・地域活動等への参画支援

施策
家庭・地域参画に関する情報を発信します。
男性の地域活動を支援します。
男性を対象とした料理教室等を開催します。
子育て家庭の父親の育児参画を促します。

### ③子育て支援環境の充実

施策
子育てしながら働けるよう、保育サービスを充実します。
子育て支援体制を強化します。
地域と保育施設、学校等の連携強化をすすめます。

### ④介護・福祉環境の充実

施策
家族介護者の相談支援体制を充実します。
認知症支援策を充実します。

---

## 1-4 多様な分野における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

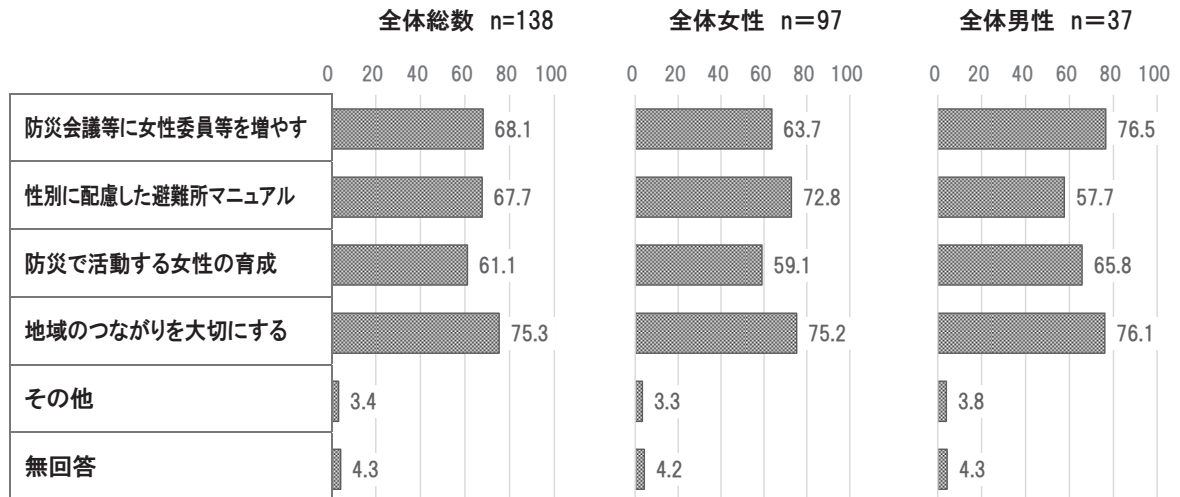
誰もが暮らしやすく活力ある地域づくりを進めるためには、福祉・教育・防災などのあらゆる分野で、女性をはじめとした多様な視点から意見を取り入れ、反映させていくことが重要です。

現在、本市の町内会長に占める女性の割合は3.6%と依然低く、女性の意見を地域活動に反映しづらい状況がうかがえます。誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、女性の参画の働きかけを行うなど、社会全体で意識の変革を促すことが、地域のつながりを保つ観点からも重要です。

また、これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じたことから、国において「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が令和2年5月に策定されました。

男女共同参画の視点から防災対策を進めることは、女性のみならず、子どもや若者、高齢の方、障害のある方、性的少数者の方など、多様な方々への配慮につながることから、災害時の困難を最小限にするためにも避難所運営や被災者支援等にかかしていくことが必要です。

## ◇防災・災害復興活動に必要な取組みについて



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

### 【施策の方向と具体的施策】

#### ①地域における男女共同参画の推進

施策
地域において出前講座やセミナーを開催します。
石川県男女共同参画推進員との連携を図ります。

#### ②防災分野における男女共同参画の推進

施策
防災に関するリーダーの育成を図ります。
女性の視点を取り入れた防災体制を確立します。